

議 会 改 革 検 討 委 員 会
中 間 答 申

令 和 4 年 6 月 2 9 日

小 田 原 市 議 会
議 会 改 革 検 討 委 員 会

議会改革検討委員会における検討の経過と結果

小田原市議会議長

大 川 裕 様

議会改革検討委員長

加 藤 仁 司

本市議会は、議会改革制度の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すため、諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、令和3年11月30日に本委員会を設置した。

同日開催した委員会においては、議長から「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」、「その他、議会改革に関すること」の諮問を受けた。

そこで、本委員会では、議長からの諮問事項を検討の対象とするとともに、各会派から諮問事項に即した議会改革の検討項目の提案を受け、その提案項目を検討するか否かについて協議することとした。

この度、議会改革検討委員会において調査・検討を行った項目のうち、中間答申とすべきとした項目の協議が終了したので、下記のとおり報告する。

記

1. 設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
2. 検討項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
3. 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
4. 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
5. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ

1. 設 置 経 過

(1) 目 的

議会基本条例において、本市議会が目指すもの、努めるものである「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」について、「行政監視機能」及び「政策立案機能」の一層の強化を図るとともに、「市民に開かれたより透明性の高い運営」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な検討を行うことを目的として、「議会改革検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(2) 委 員

委員長	加	藤	仁	司
副委員長	安	野	裕	子
委員	篠	原		弘
同	鈴	木	美	伸（令和4年5月18日から）
同	鈴	木	紀	雄
同	楊		隆	子
同	田	中	利	恵子
同	俵		鋼	太郎

(3) 設置期間

検討委員会の設置期間は、令和3年11月30日から協議終了までとする。

(4) 所管事項

検討委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長宛て答申及び提言を行う。

ア 調査検討事項

- (ア) 議長から諮問された事項
- (イ) その他議会改革を推進するために必要な事項

(5) 実効性の確保

検討委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申及び提言内容の実効性の確保に努めるものとする。

(6) 作業スケジュール

検討委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

(7) 調査検討事項の委任

検討委員会で実施を決定した事項の具体的な方法については、必要に応じて各種委員会へその検討を委任することができるものとする。

(8) 調査検討事項の取りまとめ

ア 速やかに実施すべきもの、予算措置が必要なものなどについては、必要に応じて中間答申を行うものとする。

イ 令和4年10月までに、議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。

2. 検討項目一覧

〔議長からの諮問事項〕

- (1) 議員定数
 - ア 議員定数について
- (2) 本会議・委員会運営
 - ア 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について
- (3) 議員提案政策条例
 - ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

〔代表者会議からの提案項目〕

- (1) 議員報酬及び政務活動費
 - ア 政務活動費交付額の削減について

〔会派からの提案項目〕

- (1) 議員報酬及び政務活動費
 - ア 政務活動費と議員報酬について
 - イ 常任委員会等委員長手当について
 - ウ 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)
- (2) 議長・副議長選挙
 - ア 議長・副議長選挙における所信表明について(副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)
- (3) 議会選出監査委員
 - ア 議会選出監査委員の選任について
 - イ 議会選出監査委員の選任における所信表明について(所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)

(4) 本会議・委員会運営

- ア 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について
- イ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）
- ウ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について
- エ 委員会におけるオンライン会議の導入について

(5) 請願及び陳情

- ア 請願環境の整備について
- イ 陳情の取扱いについて

(6) 議事録

- ア 議事録電子化の推進について

3. 開催状況

開催日	協議事項
(第1回) 令和3年11月30日	1 協議事項 (1) 委員長・副委員長の互選について <hr/> (1) 副委員長の互選について (2) 座席の指定について (3) 今後の進め方について (4) 次回の開催日程について
(第2回) 令和4年1月18日	1 協議事項 (1) 検討項目について (2) 次回の開催日程について
(第3回) 令和4年2月15日	1 協議事項 (1) 座席の一部変更(追加) (2) 検討項目について (3) 次回の開催日程について
(第4回) 令和4年4月21日	1 協議事項 (1) 諮問事項の取扱い等について (2) 今後のスケジュール(案)について (3) 検討項目について ア 議員提案政策条例の体制づくりについて イ 議員定数について ウ 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について) エ 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)で

	<p>の「一問一答方式」の採用について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>カ 常任委員会における報告事項の整理効率化について (文書質問制度の採用について)</p> <p>キ 委員会におけるオンライン会議の導入について</p> <p>ク 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地視察のあり方について</p> <p>ケ 陳情の取扱いについて</p> <p>(4) 次回の開催日程について</p>
<p>(第5回)</p> <p>令和4年5月26日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 議席の一部変更 (追加)</p> <p>(2) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 政務活動費手引きの見直しについて (インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)</p> <p>エ 全ての会議 (代表質問・一般質問の1回目を除く) での「一問一答方式」の採用について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>カ 常任委員会における報告事項の整理効率化について (文書質問制度の採用について)</p> <p>キ 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地視察のあり方について</p> <p>ク 陳情の取扱いについて</p> <p>(3) 次回の開催日程について</p>

<p>(第6回) 令和4年6月29日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 中間答申(案)について</p> <p>(2) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)での「一問一答方式」の採用について</p> <p>エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)</p> <p>カ 陳情の取扱いについて</p> <p>(3) 次回の開催日程について</p>
----------------------------	--

【第1回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「委員長・副委員長の互選」、「座席の指定」、「今後の進め方」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「今後の進め方について」では、「議事の取扱いについて」の確認とともに、「本委員会の傍聴について」、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」、「委員会議事録・映像配信の取扱いについて」及び「代理議員の出席について」の協議を行った後、議長が、「本委員会への諮問事項」、「議会改革検討委員会を進めるに当たっての基本的な考え方」及び「委員会の活動の考え方」についての説明を行った。
- ・今後、諮問事項の具体的な協議に入るに当たり、諮問事項についての法的な位置づけや、従前での検討経緯などを加えた資料を作成し、提示することとした。

【第2回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、諮問事項についての法的な位置づけ、従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料を基に、趣旨確認を行うとともに、次回から、諮問事項の

具体的な協議に入るに当たり、「諮問事項に対する各会派の考え方」を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第3回 議会改革検討委員会】

・この委員会では、「座席の一部変更」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、諮問事項ごとに「考え方」の発表を行うとともに、その取扱いについて協議を行い、「さらに具体的な協議を行う」とするか「現状の扱いのまま」とするかを決定した。

【第4回 議会改革検討委員会】

・この委員会では、「諮問事項の取扱い等」、「今後のスケジュール（案）」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「諮問事項の取扱い等について」では、前回までの本委員会での協議結果の振り返りを行い、全17件の諮問事項のうち「さらに具体的な協議を行う」となったものが9件、「現状の扱いのままとする」となったものが8件であることを確認するとともに、「さらに具体的な協議を行う」となった9件については、他の委員会に具体的協議を委任するのではなく、本委員会で協議を進めることを決定した。

・「今後のスケジュール（案）について」では、最終答申の提出に至るまでの本委員会のスケジュール及び中間答申を行うことを決定した。

・「検討項目について」では、「今後のスケジュール（案）について」での決定にのっとり、5件の諮問事項について協議を行い、「委員会におけるオンライン会議の導入について」は方向性を決定し、「議員提案政策条例の体制づくりについて」、「議員定数について」、「政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）」及び「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」の4件は調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第5回 議会改革検討委員会】

・この委員会では、「議席の一部変更」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「検討項目について」では、前回の本委員会で決定したスケジュールにのっとり、8件の諮問事項について協議を行い、「政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）」及び「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」は方向性を決定し、「全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について」、「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」及び「常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）」の4件は調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第6回 議会改革検討委員会】

・この委員会では、「中間答申（案）」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

・「中間答申（案）について」では、中間答申（案）について協議を行い、本書を本委員会の中間答申として決定した。

・「検討項目について」では、令和4年4月21日の本委員会で決定したスケジュールにのっとり、6件の諮問事項について協議を行い、「議員提案政策条例の体制づくりについて」は方向性を決定した。

4. 検 討 結 果

(1) 議長からの諮問事項

ア 中間答申すべき検討項目

- (ア) 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について
・・・①

イ 中間答申以外の検討項目

- (ア) 議員定数について
- (イ) 議員提案政策条例の体制づくりについて

※ゴシック体が中間答申すべき検討項目

(2) 代表者会議からの提案項目

ア 現状どおりとする検討項目

- (ア) 政務活動費交付額の削減について

(3) 会派からの提案項目

ア 中間答申すべき検討項目

- (ア) 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)・・・②
- (イ) 委員会におけるオンライン会議の導入について・・・③

イ 中間答申以外の検討項目

- (ア) 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)での「一問一答方式」の採用について
- (イ) 常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)
- (ウ) 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について
- (エ) 陳情の取扱いについて

ウ 現状どおりとする検討項目

- (ア) 政務活動費と議員報酬について
- (イ) 常任委員会等委員長手当について

- (ウ) 議長・副議長選挙における所信表明について（副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）
- (エ) 議会選出監査委員の選任について
- (オ) 議会選出監査委員の選任における所信表明について（所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）
- (カ) 請願環境の整備について
- (キ) 議事録電子化の推進について

※ゴシック体が中間答申すべき検討項目

**検討項目 ① 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方
について**

(1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、予算特別委員会現地視察については、「実施について都度協議するもの」とされ、また、決算特別委員会現地査察については、「委員会審査終了後に実施し」と規定されている。

しかし、近隣市では、現地視察及び現地査察が実施されていないことが多いため、その意義と効果を検証する必要があることから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○予算特別委員会現地視察

・特になし

○決算特別委員会現地査察

・特になし

(第5回委員会)

○予算特別委員会現地視察

【現行のまま（都度協議）とする意見】

・予算に計上されている数字と現場との整合性を図るために、必要であると考ええるが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である。「予算特別委員会」という委員会が設置されていることを踏まえると、委員会として委員全員で対象を視察し、共有することは非常に大事である。

・過去、現地視察によって、経費の使途に疑問が生じ、否決になった案件もある。「実施しない」と決定することは簡単であるが、委員全員が同じものを見て、同じ考えを持つことも必要であると考えるので、「都度協議」の形は残しておきたい。

【実施しないとする意見】

- ・必要だと思う会派や議員個人による視察で対応すればよい。
- ・「原則として実施しない」という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である。
- ・予算については、まだ執行がされていないことから、現地を視察してもあまり意味がない。

○決算特別委員会現地視察

【現行のまま（必須）とする意見】

・決算に計上されている数字と現場との整合性を見るために、必要であると考ええるが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である。

・決算については、書類等の審査のみにとどめずに、予算執行についての結果を確認する必要があるという考えから、現地査察を行うべきである。

【都度協議とする意見】

・決算の場合は、認定についての審査であるため、その都度協議して、決定すればよい。

・必要があれば、現地査察できる状況は残しておきたいと考えることから、「都

度協議」と記入した。

【実施しないとする意見】

・「原則として実施しない」という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である。

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、予算特別委員会現地視察については「原則として実施しない」、決算特別委員会現地査察については「現行のまま(必須)」との結論に至った。

検討項目 ② 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

(1) 現在に至るまでの経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民の負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要がある。

そこで、現在のところ、明確な按分率や上限額の定めがない「インターネット回線利用料」及び「コピー機リース代」について、検討することとした。

(2) 主な意見

（第4回委員会） ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○インターネット回線利用料

【按分率の設定は必要とする意見】

・自宅でインターネット回線を利用している方は、「政務活動以外の活動」での使用の可能性が生じるので、50%等の按分率を設定することは致し方ない。

○コピー機リース代

【按分率の設定は不要とする意見】

- ・プリンターや複合機を「政務活動以外の活動」に使用している方は少ないのではないかと。また、プリンター等を購入した費用は100%計上することができるのに、リースの場合は按分するというのは理解できない。

(第5回委員会)

○インターネット回線利用料

【按分率の設定は必要とする意見】

- ・公私での利用が入り混じる可能性があるため、按分率を定めていく必要がある。
- ・今まで、政務活動費に計上したりしなかったりと曖昧な部分があったので、ここで明確になるとよい。インターネット回線利用料は電話料金と同じく必需なものであるため、堂々と政務活動費に計上することができるように按分率の設定が必要である。
- ・電話料金やガソリン代に準じて按分率の設定が必要である。
- ・タブレット端末の導入により、インターネット回線利用料は必要経費になることから、按分率は設定しないほうがよいと考えるが、自宅にインターネット環境を整備することによって、私的に利用する部分との分離ができないところもある。その点を考慮すると、50%までの按分率を設定するという他の会派の意見と折り合うことは可能である。

【按分率の設定は不要とする意見】

- ・本年度にタブレット端末が導入される予定となっている。その利用状況やルール等を踏まえて再度検討すべきと考えるため、当面の間、インターネット回線利用料における按分率の設定は必要ない。
- ・パソコンを購入した費用は100%計上することができるのに、リース代だけ按分するというのは理解できない。また、現行の規定でも「政務活動」と「政務活動以外の活動」の割合を説明できない場合には、半分は自費とすることになっている。よって、按分率の設定は必要ない。

【上限額の設定は必要とする意見】

・按分率の設定は無しで、上限額は「1万円」とした。これは大方の人が1万円以内に収まると考えたからである。按分率が50%と決定しても、上限額は1万円の設定のままでよいと考えているが、協議の中で決定していきたい。

【上限額の設定は不要とする意見】

- ・政務活動費の総額範囲内であれば、議員個人の責任の下、活用していくことはよいと考えるため、上限額は設定しない。
- ・調査票には、「上限額1万円」と記入したが、他の会派の意見を伺ったところ、1万円もかからないと思われるので、「上限額なし」でも構わない。
- ・按分率と同じく、タブレット端末の利用状況やルール等を踏まえて再度検討すべきと考えるため、当面の間、上限額の設定は必要ない。
- ・上限額1万円との意見であったが、それ以外でも構わない。大勢順応である。
- ・必要経費であれば、上限額を設定する必要はない。

○コピー機リース代

【按分率の設定は必要とする意見】

- ・公私での利用が入り混じる可能性があるため、按分率を定めていく必要性がある。
- ・今まで、政務活動費に計上したりしなかったりと曖昧な部分があったので、ここで明確になるとよい。
- ・コピー機リース代は按分率50%の設定が必要。
- ・コピー機リース代の按分率設定は必要。具体的な按分率は50%。
- ・コピー機リース代も、他の経費と同様に「政務活動の範囲内」が原則である。

【按分率の設定は不要とする意見】

・必要であれば、正々堂々と計上すればよい。購入は全額計上できて、リースは按分とする理由が理解できない。購入した場合に50%しか計上できないというルールがあるのであれば、リースは按分でもよいと思っている。協議の結果、「按分」とするのであれば、それでも構わないが、今後、議会として政務活動費の取

扱いを理論的に整理し、しっかり統一していくべきと意見を申し述べる。

【上限額の設定は必要とする意見】

・コピー機能がある印刷機やプリンターを利用していく前提ではあるが、節減を図ることで、5000円で大方の方が収まると考えるため、「上限額5000円」との提案をした。

【上限額の設定は不要とする意見】

- ・政務活動費の総額範囲内であれば、議員個人の責任の下、活用していくことはよいと考えるため、上限額は設定しない。
- ・按分が決定したため、今後は、個人の計上の仕方次第だと思う。調査票には、「上限額1万円」と記入したが、他の会派の意見に寄り添うことも可能である。
- ・相場からすると、1万円を超えるリース代になることは考えにくいため、上限額は設定しない。
- ・「上限額1万円」と記入したが、大勢順応である。ここで決定したほうがよい。
- ・最新の複合機であれば、リース代は月額2万円を超える。現在上限額が設定されている携帯電話料金とガソリン代も、最初は上限額を設定していなかったが、とてつもない金額を計上される方が出てきたために、上限額を設定したという経緯がある。コピー機リース代も、とりあえず上限額は設定しないでよい。

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、インターネット回線利用料及びコピー機リース代ともに、按分率設定は「有」。按分率は「50%」、上限額設定は「無」との結論に至った。

検討項目 ③ 委員会におけるオンライン会議の導入について

(1) 現在に至るまでの経緯等

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日付け総務省行政局行政課長通知）」もあり、

市町村議会におけるオンライン委員会が急速に広がりつつある。

そこで、大規模な災害の発生、感染症の蔓延等、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催できるようにする必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

【準備を進めるべきとする意見】

- ・大規模な災害の発生に限らず、感染症の蔓延等による都市のロックダウンも考えられる状況下において、議会が動けないという事態を避けるためにも、準備を進めることは重要である。
- ・いざというときに必要な備えは大事である。
- ・感染症に限らず、災害、その他の個人的な理由により出席できないような場合においても、オンラインであれば参加することができるということであれば、必要と考える。
- ・準備を進めることは必要であると考ええる。
- ・準備を進めることには賛成であるが、大規模災害発生時の通信環境の状態、議員傍聴や一般傍聴への対応といった課題もある。そういった課題の整理も含めて準備を進めるべきである。

【準備を進めるべきでないとする意見】

- ・大規模災害の場合、通信環境がふくそう状態になることも十分あり得る中、オンライン会議を導入することができるという確信を持つことができない。また、全国市議会議長会が、オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまでも例外的なものである上、地方自治法の改正によるものではないため、改正は時期尚早であるとの見解を示されたことも踏まえ、時期尚早であると考ええる。

(3) 検討結果

準備を進めるべきでないとの意見もあったが、準備を進めるべきとの意見が多数であったことから、重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めるべきであるとの結論に至った。

5. 参考資料

< 別紙参照 >

(1) 中間答申検討結果一覧・・・・・・・・・・別紙1

1 中間答申検討結果一覧

検 討 項 目		結 果
(1) 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について	ア 予算特別委員会現地視察	(ア) 原則として実施しないとの結論に至った。
	イ 決算特別委員会現地査察	(ア) 現行のまま(必須)との結論に至った。
(2) 政務活動費手引きの見直しについて (インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)	ア インターネット回線利用料	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
	イ コピー機リース代	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
(3) 委員会におけるオンライン会議の導入について	—	(ア) 重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めるべきとの結論に至った。

小田原市議会事務局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1761

FAX 0465-33-1760